

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本 賴兼

京都市規則第179号

京都市立病院事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立病院事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条の表事務局の項中「施設係」を「施設係 経理係」に改め、同項中

「

経理課 経理係 用度係

を削る。

」

第2条第1項中「7人」を「6人」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、
同条第5項中「2人」を「3人」に改め、同条第6項中「課に」の右に「担当課長」
を加える。

第3条第5項中「診療科部長」の右に「担当課長」を加える。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務
を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補
佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

第5条管理課の項第7号中「他課及び科」を「他の課、科及びセンター」に改め、
同項中同号を第12号とし、第6号を第11号とし、第5号の次に次の5号を加える。

(6) 予算及び決算に関すること。

(7) 収入及び支出に関すること。

(8) 物品の調達並びに物品（給食材料及び薬品を除く。）の出納及び保管に関するこ
と。

(9) 経営分析に関すること。

(10) 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に関すること。

第5条経理課の項を削る。

第6条中「診療科部長」の右に「、担当課長」を、「副院長」の右に「が2人置かれている場合」を、「2人」の右に「以上」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)